



FÉDÉRATION INTERNATIONALE DES CONSEILS
EN PROPRIÉTÉ INTELLECTUELLE

INTERNATIONAL FEDERATION OF
INTELLECTUAL PROPERTY ATTORNEYS

INTERNATIONALE FÖDERATION
VON PATENTANWÄLTEN

執行委員会の決議、2015年4月13日～18日、於南アフリカ、ケープタウン

「各国特許庁からの情報開示要求 (Information Disclosure Requirement)」

世界中の専門家を広く代表する団体である **FICPI (International Federation of Intellectual Property Attorneys)** は、2015年4月13日～18日に南アフリカ、ケープタウンで開催した執行委員会において、以下の決議を行った。

特許出願を審査する義務を遂行するために、他国での対応出願に関する情報を提供するよう出願人に要求する規定（「情報要求」）を採用している特許庁があることに**留意し**、

さらに、そのような開示要求の当初の目的が、そのような情報を得るのが困難であることに鑑み、特許庁による特許出願の審査を容易にするためであったことに**留意し**、

各国の特許庁が各自の特許調査及び審査の過程において情報を取得し、あるいは共有するための設備を開発し、特許庁が要求するそのような情報の殆どが、今やそのような設備によって容易に取得できるようになったことを**考慮し**、

各国の特許庁からのそのような要求が、出願人に不必要な相当の負担をかけていることを**さらに考慮し**、

そのような負担のために、特許制度が、ユーザー、特に個人発明家、中小企業および大学にとって利用しにくくなっていることを**強調し**、

出願人にとって、要求される情報をすべて提出したと確信することは難しいであろうから、特許庁によるそのような要求が出願人および第三者にとって法的な不確かさをもたらしていることを**さらに強調し**、

一方で、ある特許庁が選択官庁としての役割を果たし、そのような情報を要求するとき、それは実際、「国際予備審査報告を受けた選択官庁」が「出願人に他のすべての選択官庁における同じ国際出願に関する審査に関連したいかなる書類のコピーあるいは内容に関する情報も提出するよう要求すること」を禁止するPCT42条の規則を破っていることに**留意し**、

情報開示要求を有する管轄における立法者および特許庁が、そのような情報を収集し提供する負担を出願人に負わせることなく、現存する設備を認識し、利用するよう**提案し**、

各国の特許庁が、PCT第2章で審査された特許出願の場合にはPCT42条の規則を厳格に守るよう**さらに提案する**。